

令和6年度 斜里地区消防組合消防署消防吏員採用試験実施要項

1. 募集職種 斜里地区消防組合消防署消防吏員
2. 募集予定人員 1 名
3. 応募資格、条件等
 - (1) 年 齢 平成6年4月2日以降に生まれた方
 - (2) 受験資格 次のいずれかの要件を満たす方
 - ① 高等学校卒業以上で救急救命士有資格者または資格取得見込みの方
 - ② 高等学校卒業以上または令和6年3月高等学校を卒業見込みの方
 - (3) 運転免許
 - ・普通自動車運転免許取得者（オートマチック車限定を除く）
 - ※採用までに取得見込者も可
 - ・大型自動車運転免許取得者
 - ※所持していない方は採用後2年以内に自費で取得していただきます。
 - (4) 身体等の条件 消防吏員の職務遂行に必要な身体または体力等を有する方
(男性：身長160cm以上、視力1.0以上(矯正含む)、聴力正常)
(女性：身長155cm以上、視力1.0以上(矯正含む)、聴力正常)
 - (5) 採用後の居住地 斜里町内に居住していただきます。
4. 採用予定期日 令和6年4月1日
5. 欠格事項

地方公務員法第16条のいずれかに該当する場合は、試験を受けることが出来ません。

地方公務員法（抜粋）

第16条 次の各号の一に該当する者は、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることが出来ない。

- ・禁固以上の刑に処され、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ・当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者（略）
- ・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

6. 試験内容
 - (1) 1次試験
 - ・試験内容 書類選考（エントリーシート等を基に選考）
 - (2) 2次試験

- ①試験日 令和6年2月4日(日) ※時間は1次試験合格者に別途通知
②試験会場 斜里地区消防組合消防署 1階研修室
③試験内容 適性試験(SPI3-H)・個人面接試験・体力測定

7. 応募提出書類等

- (1) 斜里地区消防組合消防署消防吏員採用試験エントリーシート **1通**
(2) 最終学校及び専門学校の卒業(見込)証明書及び成績証明書 **各1通**
※専門学校卒業者(見込含む)は、その前の学校(高等学校等)のものと
合わせて必要です。
(3) 普通自動車及び大型自動車免許証の写し(取得分) **1通**
(4) 運転記録証明書(自動車安全運転センター発行のもの) **1通**
(5) 救急救命士免許証の写し(取得者) **1通**
(6) 身体検査書(3ヶ月以内のもの、当方で指定する様式に限る) **1通**
(7) 合否通知用封筒(住所氏名を記入し、角2封筒に120円切手を貼付のこと)

8. 申込方法

- (1) 申込期限
令和5年12月20日(水)から令和6年1月25日(木) 17:00まで
※封筒の表に「採用試験申込」と朱書きし、簡易書留でお送りください。
(2) 送り先
〒099-4113 北海道斜里郡斜里町本町14番地3
斜里地区消防組合消防署 総務課 宛
(3) 直接持参し提出する場合
・斜里地区消防組合消防署総務課に提出。
・受付時間は、平日の9:00~17:00までとします。

9. その他

- (1) 合否
・受験申込書の記載事項等が正しくないことが判明した場合は、合格を取り消すことがあります。
・合格後、採用の日までに斜里町内に居住していただきます。
(2) 勤務条件等
・町条例、組合条例、規則によります。(下記「10. 給与・諸手当・休暇」参照)
(3) その他

- ・不正や口利きなどの行為があった場合は不合格とします。
- ・受付後の提出書類はお返ししませんので予めご了承ください。
- ・試験に関わる詳細は、応募者に別途お知らせします。
- ・試験内容等は予告なく変更することがあります。
- ・試験結果の内容についての問い合わせは、一切受けません。
- ・令和6年度斜里地区消防組合消防署消防吏員の採用試験を過去に受験した人は、受験することとはできません。

10. 給与・諸手当・休暇

(1) 給与（令和5年4月1日現在）

	初任給の額	5年後	10年後
大学卒	196,200 円 (23 歳)	225,600 円 (28 歳)	261,100 円 (33 歳)
短大卒	179,100 円 (21 歳)	209,300 円 (26 歳)	239,700 円 (31 歳)
高卒	166,600 円 (19 歳)	194,000 円 (24 歳)	225,600 円 (29 歳)

※ 一定の職務経験や上位の学歴がある場合は、経験に応じて加算される場合があります。

※ 現在の制度に基づくものであり、上記の例はモデルケースとなりますので、変動がある場合があります。

(2) 期末・勤勉手当（ボーナス）

給与月額、扶養手当を算定基礎とし、6月期2.20か月、12月期2.30か月、年間4.50か月分（令和5年度実績）の期末・勤勉手当が支給されます。

(3) 諸手当

特殊勤務手当（緊急出動手当・夜間業務手当）、住居手当（賃貸のみ。上限27,000円）、時間外勤務手当、扶養手当、特地手当、赴任旅費（上限216,000円）などの手当が支給要件に応じて支給されます。

手当の種類	対象	支給金額
緊急出動手当	救急及び火災等の災害に出動した場合	1回につき、500円
夜間業務手当	隔日勤務に服する職員が、深夜勤務に従事した場合	1日につき、3,000円

住居手当	自ら居住するための住宅（借間を含む）を借り受け、月額 12,000 円以上の家賃を支払っている職員	1) 家賃が 23,000 円以下の場合 ・家賃－12,000 円 2) 家賃が 23,000 円以上の場合 ・11,000 円＋((家賃－23,000 円)÷2) 例) 家賃が 55,000 円の場合 ・11,000 円＋((55,000 円－23,000 円)÷2 ＝27,000 円
寒冷地手当	11 月から翌年 3 月までの各月の初日に在職する職員	1) 世帯主で扶養親族がある職員 26,380 円 2) 世帯主で扶養親族がない職員 14,800 円 3) その他の職員 10,340 円
通勤手当	自宅から職場までの最短距離が片道 2km 以上の職員	1) 2km～4km 未満 2,000 円 2) 4km～10km 未満 4,200 円 以下、条例のとおり
時間外手当	正規の勤務時間を超えて、勤務を命じられた職員	例) 基本給が 166,600 円(高卒初任給)の時給 ・1,240 円以上
扶養手当	扶養親族がいる職員	1) 子 10,000 円 2) その他 6,500 円
特手手当	ウトロ地区に居住し、ウトロ分署に勤務する職員	(基本給＋扶養手当) × 0.1
赴任手当	・斜里町外に居住しており、採用にあたり斜里町に移住してくる職員 ・ウトロ分署に異動となった職員	上限 216,000 円 ※移動距離や扶養人数により変動あり

※ その他の手当については、斜里地区消防組合条例及び規則によります。

(4) 休暇

休暇の種類	限度日数	備考
年次有給休暇	20 日（4 月採用職員は 15 日）	20 日間を限度として翌年に繰越す（最大 40 日間）
夏期休暇	原則連続して 3 日間	6 月～9 月に取得
特別休暇		
病気休暇	90 日以内	・疾病のための療養を必要とする場合 ・同一疾病や継続的な療養休暇は 3 年間にこれを通算

生理休暇	月に3日	女性職員の生理日休業
服喪休暇	<ul style="list-style-type: none"> ・配偶者、子、父母 7日 ・孫、叔父、叔母 2日 ・祖父母、兄弟姉妹 5日(2日) 	<ul style="list-style-type: none"> ・連続した日数 ・()内は姻族の場合
法要休暇	1日	配偶者、子、父母の法要